

県営住宅の入居者の遵守事項

- 1 家賃は、毎月納期限までに納付すること。
- 2 各戸が使用する電気、ガス、水道料金等の光熱水費の支払を怠らないこと。
- 3 各戸の汚物及びじんかいの処理に要する費用の支払を怠らないこと。
- 4 共同施設、エレベーター、給水施設、污水処理施設等の使用並びに維持及び管理に要する費用の支払を怠らないこと。
- 5 県営住宅又は共同施設等の使用には、最善の注意を払い、損傷等を与えることなく、かつ、管理上の指示を固く遵守すること。
- 6 給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分は、入居者の負担により修繕すること。
- 7 他の入居者に迷惑を及ぼし、又は管理上支障となるおそれがある犬、猫、鳥等のペット類の飼育をしないこと。
- 8 高知県住宅供給公社理事長の承認を得ないで同居親族以外の者を入居させないこと。
- 9 県営住宅を退去するときは、動産等の残置物を放置せず、入居期間の長短にかかわらず、入居者の負担により、次に掲げる修繕等を行うこと。
 - (1) 畳の表替え
 - (2) 障子及びふすまの張り替え
 - (3) 各戸の室内及び周辺の清掃
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、入居者の故意又は重過失により汚損し、又は破損したものの修繕
- 10 その他高知県営住宅の設置及び管理に関する条例に規定する県営住宅の入居者の遵守事項を遵守すること。